第九十七条第一項第二号	二　死亡した者の氏名及び生年月日	［略］
	二の二　死亡した者の基礎年金番号	［略］
第九十七条第二項第一号	［略］	［略］
	、区長	［略］
	又は除籍抄本若しくは除籍謄本	［略］
	、除籍抄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七号第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し	［略］
	、区長又は総合区長	［略］
［略］		［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　［略］

［略］	［略］	［略］

第九十七条第一項第二号	二　死亡した者の氏名及び生年月日	［同上］
	二の二　死亡した者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は基礎年金番号	［同上］
第九十七条第二項第一号	［同上］	［同上］
	、区長	［同上］
	、区長又は総合区長	［同上］
［同上］		［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］

［項を削る。］

［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十六第一項第八号	［略］	［略］
第百十四条の二十六第二項第二号	又は除籍謄本	［略］
	、除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七号第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し	［略］
［略］		［略］

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十五条　［略］

［略］	［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］	［略］
	相続人	［略］	［略］
	事項	［略］	［略］
	者	事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）	［略］
［略］			［略］

［項を加える。］

第百十四条の二十六第二項第二号	生年月日、	生年月日、個人番号又は	［同上］
第百十四条の二十六第一項第八号	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］			［同上］

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十五条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］	［同上］
	相続人	［同上］	［同上］
	者	［同上］	［同上］
［同上］			［同上］